

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人定款変更認証の申請がありましたので、同法第25条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により公告します。

平成25年5月20日

京都市長 門川 大作

1 申請に係る特定非営利活動法人の概要

(1) 名称

特定非営利活動法人京都チャイルド・トラスト

(2) 代表者の氏名

岡崎 泰子

(3) 主たる事務所の所在地

京都市南区唐橋平垣町68番地の9 島岡医院内

(4) 定款に記載された目的

この法人は、これから母親となる女性および出産経験をもつ女性とその子供に対して、講演会、勉強会、自然と触れ合う遊び、昔ながらの遊びなどを通じて子供の健全育成を啓蒙すると共に、女性の心身の健康を保つために体操教室や講演会、カウンセリングなどの事業を行う。これらの事業を行うことにより育児への支援と健全な青少年の育成に寄与することと、さらに女性の健康の維持増進を図ることを目的とする。

2 申請年月日

平成25年5月8日

（文化市民局地域自治推進室）